

⑤

令和 2 年 5 月

# 条例議案概要説明書



## 目 次

	ページ
議案第 4 1 号 常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部 を改正する条例を定めるについて ……………	1
議案第 4 2 号 徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める について ……………	1
議案第 4 3 号 徳島市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めるに ついて ……………	2
議案第 4 4 号 徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める について ……………	2
議案第 4 5 号 徳島市介護保険条例の一部を改正する条例を定めるにつ いて ……………	2
議案第 4 6 号 徳島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条 例を定めるについて ……………	3



#### 議案第41号

常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

##### 1 給料の減額

行財政改革に取り組む姿勢を明らかにするために、令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間、市長の給料月額（1,118,000円）を、給料月額の100分の50の割合で減額する。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定の基礎となる給料月額については、この限りでない。

##### 2 施行期日

令和2年6月1日から施行する。

#### 議案第42号

徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて

地方税法等の改正に伴い、次のとおり改正する。

##### 1 個人市民税の改正

- (1) 市長が指定するイベントについて、当該イベントを中止等した主催者に対する入場料金等の払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額に相当する額の寄附金を支出したものとみなして、個人市民税の所得割の寄附金税額控除の対象とする。
- (2) 住宅借入金等特別税額控除の控除期間を13年間とする特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により居住年が令和3年となるものについてもその対象とする措置が講じられることに伴い、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和16年度（現行 令和15年度）とする。

##### 2 固定資産税の改正

新型コロナウイルス感染症に係る課税標準の特例措置として、中小事業者等が令和3年3月31日までの間に認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する事業の用に供する一定の家屋及び構築物について、課税標準となるべき価格に乘じる割合を0とする。

##### 3 軽自動車税の改正

環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、令和3年3月31日まで（現行 令和2年9月30日まで）に取得したものを対象とすることとする。

#### 4 徴収猶予の特例に係る手続

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に関する申請書の記載に不備があり、市長が訂正を求めたときは、20日以内に訂正をしなければならないこととする。

#### 5 施行期日

公布の日から施行する。ただし、前記1は令和3年1月1日から施行する。

### 議案第43号

徳島市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めるについて

#### 1 条項の整備

地方税法の改正に伴い、本条例において引用する同法の条項を整備する。

#### 2 施行期日

公布の日から施行する。

### 議案第44号

徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて

#### 1 傷病手当金の支給

給与等の支払を受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は当該感染症の感染が疑われ、療養のため労務に服することができないときは、傷病手当金を支給することとし、傷病手当金の額、支給期間等について定める。

#### 2 国民健康保険料の減免に係る申請期限の改正

国民健康保険料の減免について、市長が特に必要と認めるときは、納期限後においても申請することができることとする。

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

### 議案第45号

徳島市介護保険条例の一部を改正する条例を定めるについて

#### 1 介護保険料の減免に係る申請期限の改正

介護保険料の減免について、市長が特に必要と認めるときは、納期限後においても

申請することができることとする。

2 施行期日

公布の日から施行する。

議案第46号

徳島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 本市において行う事務の改正

徳島県後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療給付として行う傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付及びそれに付随する事務を本市において行う事務に加える。

2 施行期日

規則で定める日から施行する。